

国都緑環第20号  
令和5年9月27日

各都道府県知事  
各指定都市の長 殿

国土交通省都市局長  
(公 印 省 略)

### 都市緑地法運用指針の改正について

今般、「都市緑地法運用指針」（令和5年4月1日最終改正）を別紙のとおり改正いたしましたので通知いたします。

都市緑地法運用指針は、地方自治法第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれましては、引き続き、今後の都市緑地法の運用に際しての参考資料としてご活用くださいますよう、お願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内関係市町村（指定都市を除く。）に対して本指針をご周知くださいますよう、お願いいたします。

なお、本指針につきましては、国土交通省のホームページに掲載しておりますので、適宜ご活用くださいますよう、お願いいたします。

<http://www.mlit.go.jp/toshi/park/index.html>

以上